

Ⅲ 卒業研究

1 文学部卒業研究規程

〈2017 年度以前入学生に適用〉

■英語文化学科卒業研究規程

英語文化学科の学生には、卒業年次に次の要項により卒業研究（論文）を課する。

クラスター制を利用して卒業研究（論文）を提出する場合は、クラスター卒業研究（論文）規程に従うものとする。

1. 分量

英語で書き、本文が5,000 語以上の長さでなければならない。

2. 題目提出期限・提出先

仮の題目を3 年次1 月31 日までに、本題目を4 年次の10 月1 日までに英語文化学科研究室に提出する。ただし、提出日が休日の年はその翌日までとする。

3. 卒業研究（論文）提出期限・提出先

12 月15 日正午（厳守）までに教務課に提出する。ただし、12 月15 日が休日の年はその翌日正午（厳守）までとする。

4. 審査

卒業研究（論文）の審査は、指導教員を含む複数教員による内容審査と、その後の口頭試問による。

5. 特別再履修

1) 卒業研究（論文）を再履修した場合、前期に卒業要件の充足が見込まれる学生に限り、特別再履修として、前期修了時にも単位認定の機会が与えられる。その際、指導教員および研究テーマを変更することはできない。ただし、指導教員については、特別な事情が生じた場合この限りではない。

2) 本題目の提出は履修登録日と同日とする。また、論文提出期限は7 月30 日正午（厳守）とし、7 月30 日が休日の年はその翌日正午（厳守）とする。

■日本語・日本文学科卒業研究規程

日本語・日本文学科の学生には、卒業年次に次の要項により卒業研究（論文）を課する。
クラスター制を利用して卒業研究（論文）を提出する場合は、クラスター卒業研究（論文）規程に従うものとする。

1. 分量

400 字詰原稿用紙 50 枚以上とする。

2. 題目提出期限・提出先

所定の用紙により、題目を 10 月 1 日までに、日本語・日本文学科研究室に提出する。
ただし 10 月 1 日が休日の年は、10 月 2 日までとする。以後、題目の変更は許されない。
期限を過ぎて提出した場合、卒業研究（論文）の成績は 10 点の減点とする。

3. 指導担当教員

指導担当教員は、本学科「卒業研究ゼミⅡ」の各担当教員とする。

3 年次の 1 月末に、学生の希望する指導担当教員について、予備登録を行い、学科内での調整を経て、指導担当教員を決定する。ただし、1 月末が休日の年は、2 月 1 日までとする。

4. 卒業研究（論文）提出期限・提出先

卒業研究（論文）を、12 月 15 日正午（厳守）までに、教務課に提出する。ただし 12 月 15 日が休日の年は、12 月 16 日正午（厳守）までとする。

5. 面接試問

卒業研究（論文）を中心として、面接試問を行う。

6. 審査

卒業研究（論文）の審査は、指導担当教員によって行われる。

■文化総合学科卒業研究規程

文化総合学科の学生には、卒業年次に次の要項により卒業研究（論文）を課する。

クラスター制を利用して卒業研究（論文）を提出する場合は、クラスター卒業研究（論文）規程に従うものとする。

1. 分量

論文の分量は 400 字詰原稿用紙 30 枚以上 50 枚程度とする。その際、400 字詰め原稿用紙 5 枚の論文要旨を添えることとする。

論文の枚数が 50 枚を大幅に越える場合は指導教員に申し出ること。

2. 題目提出期限・提出先

仮の題目を 3 年次の 1 月 31 日までに、本題目を 4 年次の 10 月 1 日までに文化総合学科研究室に提出すること。ただし、提出日が休日の年はその翌日までとする。

3. 卒業研究（論文）および論文要旨の提出期限・提出先

12 月 15 日正午（厳守）までに教務課に提出する。ただし、12 月 15 日が休日の年は 16 日正午（厳守）までとする。

4. 審査

卒業研究（論文）の審査は、指導教員による内容審査、および指導教員を含む複数教員による面接試問に基づき、文化総合学科専任教員の合議によって行う。

5. 特別再履修

1) 卒業研究（論文）を再履修した場合は、下記の条件を満たした場合に限り、特別再履修として前期終了時にも単位認定の機会が与えられる。

① 前期中に卒業要件の充足が見込まれること。

② 指導教員および研究テーマの変更を要しないこと。ただし、特別な事情が生じた場合には、指導教員の変更は認められる。

2) 本題目の提出日は履修登録と同日とする。

3) 卒業研究（論文）および論文要旨の提出期限は 7 月 30 日正午（厳守）とする。

ただし、7 月 30 日が休日の年はその翌日正午（厳守）とする。

■文学部クラスター卒業研究（論文）規程

この規程は、卒業年次にクラスター制を利用して卒業研究を提出する学生に適用される。ただし、6の特別再履修については、日本語・日本文学科所属の学生には適用されない。

1. 分量

論文の分量は400字詰原稿用紙50枚以上とする。

日本語以外で書く場合は、当該クラスターの定める分量に従うこと。

2. 題目提出期限・提出先

所定の用紙により、仮の題目を3年次の1月31日までに、本題目を4年次の10月1日までに、所属する学科の研究室に提出する。ただし、提出日が休日の年はその翌日までとする。本題目の変更は認められない。

3. 指導教員

仮の題目提出時に学生の希望する指導教員について予備登録を行い、クラスター制運営委員会での調整を経て、正式に決定する。

4. 卒業研究提出期限・提出先

12月15日正午（厳守）までに教務課に提出する。ただし12月15日が休日の年はその翌日正午（厳守）までとする。

5. 審査

論文の審査は、指導教員を含む複数教員による内容審査と、その後の口頭試問に基づき、クラスター制運営委員会の合議によって行われる。

6. 特別再履修

1) 卒業研究を再履修した場合、前期に卒業要件の充足が見込まれる学生に限り、特別再履修として前期修了時にも単位認定の機会が与えられる。その際、指導教員および題目を変更することはできない。ただし、指導教員については、特別な事情が生じた場合は変更が認められる。

2) 論文提出期限は7月30日正午（厳守）とし、7月30日が休日の年はその翌日正午（厳守）とする。

2 卒業研究受付について

1. 提出期限

各学科の卒業研究規程の提出期限を厳守すること。

提出期限を過ぎた場合は、一切受付しないので、余裕をもって提出すること。

2. 受付時間

平日 9 時～17 時、土曜日 9 時～12 時半、最終日のみ 9 時～12 時(平日・土曜日とも)

3. 提出先

教務課窓口

教務課で卒業研究（論文）を受理する際、控を返却する。成績が確定するまで各自保管すること。

◎学校感染症と診断された場合の卒業研究（論文）の提出については以下の処置により代理人提出を認めることとする。

1. 代理人提出が認められるのは、病院で診断を受け、保健センターに連絡し出席停止の指示を受けた学生に限る。インフルエンザ等、疑わしい段階では認めない。
2. 代理人提出できる期間は、別途周知する。
3. 代理人提出を希望する場合は、提出先の教務課に学生本人が事前連絡すること。
4. 代理人が提出する際には身分確認等を行う。身分確認用に運転免許証、健康保険証、パスポートなどのいずれかを持参すること。
5. 代理人提出を依頼した学生は、その期間に学校感染症に罹患したとの診断書を指定された日時までに教務課に提出すること。この日時までに診断書の提出が無い場合には卒業研究（論文）の提出が成されなかったこととして取り扱う。

注) 代理提出であっても締切日時は厳守の上、教務課に提出すること。(期限を過ぎた場合、一切受付しない。)